

2月、3月は町税等の滞納整理強化月間です ～納め忘れていてオレンジ色の封筒が届いているあなた必見～

〔滞納防止のための4つの心得〕

1 督促状が届いたときは？

納期限が過ぎても未納がある場合は、納期限後20日以内に「督促状」（オレンジ色の封筒）でお知らせし、1通につき100円の督促手数料を徴収します。督促状が届いたら、督促状に同封の納付書で指定期限までに納付しましょう。指定期限までに納付がない方には「催告書」で早急な納付を催告し、また、地方税法の規定により計算した延滞金を徴収します。

2 滞納が続いたときはどうなるの？

滞納が続くと、徴収職員が財産調査と差押えを執行して、滞納額を徴収します。徴収職員には、国税徴収法により差押えのための財産調査や差押えの権限が与えられており、裁判等の手続を経ることなくこれらの執行ができます。

3 納付が難しいときはどうすればいいの？

失業、傷病などの事情から収入が減った場合など、納付困難な事情のある方を対象に、随時「納税相談」を受け付けます。「納税相談」は完全予約制です（要電話予約）。予約時に約束した時間に、指示された資料を持参のうえで来庁してください。

あなたの生活に合った納付方法を一緒に計画します。ひとりで悩まず、お早めに相談ください。

4 納付書で納付するのが大変なときは？

納付書の管理が難しい、納付する窓口（コンビニ・銀行）が遠くてなかなか行けないなど、納付書で納付するのが大変な方には、納付期限内の納付を確実にし、安全で便利な「口座振替」の利用をお勧めします。

その月のあなたの納税を、指定の口座から毎月25日（休日の場合は、翌営業日）に自動的に引き落とします。申し込みは、通帳・印鑑・納付書を持参のうえ、取扱金融機関窓口にて直接お申し込みください。



取扱金融機関一覧（申込用紙設置支店）

・七十七銀行(志津川支店)・仙台銀行(志津川、歌津支店)・気仙沼信用金庫(志津川支店)・南三陸農業協同組合(志津川、歌津支店)・宮城県漁業協同組合(志津川、歌津支所)・ゆうちょ銀行(志津川郵便局)

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372

国民年金の届出・手続きを必ず行ってください

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。

届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。また、不意の事故や病気で障害が残ったり、万一、亡くなられたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれがあります。

次のようなときには、住民登録をしている市区町村役場への届出が必要です。

事項	国民年金の種別
20歳になったとき	年金未加入→第1号被保険者
会社を退職したとき	第2号被保険者→第1号被保険者
第3号第3号被保険者のパート収入が増えたとき、配偶者が退職したとき、離婚したとき	第3号被保険者→第1号被保険者

〈年金相談のご案内〉

◇日時 3月8日(水) 午前10時から午後3時30分まで
◇場所 役場(本庁)1階相談室
◇予約先 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
◇主な相談内容等 ・年金に関する相談や手続き(老齢年金、遺族年金等)手帳、証書の再交付申請等
・年金記録や「年金定期便」に関する相談等
※年金手帳、年金証書等基礎年金番号のわかるものを持参してください。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373



アルバイトやパートなど全く収入がないけど、申告は必要なの？



町県民税は所得税と違って、収入があってもなくても申告をしなければなりません。申告をしないと、町では所得状況が分かりません。その結果、国民健康保険税や介護保険料などの軽減が受けられず保険料が高額になってしまったり、福祉サービス等の利用者負担額の算定などが適正に行われないなどの不利益が発生することがあります。

収入が全くない方は、収入がないことを申告しなければなりませんので、『収入のない旨の届出書』を提出しましょう。



＜ゼイコップからのお知らせ＞

1月に『町県民税申告のご案内』を送付しました！

「町県民税申告のご案内」は、平成29年1月1日現在で南三陸町に住民票がある世帯に送付しています。

同封の「申告書類確認票(チェックリスト)」と「町県民税申告の手引き」をしっかりと読んで、申告の準備をしましょう。準備が整っていないと、町の申告相談会場に早く来場しても受付ができずに、順番が後回しになってしまいますので、気を付けましょう。

なお、事業収入、農業収入、または不動産収入がある方は、「収支内訳書」を作成しなければなりません。「収支内訳書の書き方」は、町民税務課窓口または歌津総合支所窓口にて備え付けているほか、南三陸町のホームページからダウンロードできます。

社会保険の加入・脱退をしたときは、国民健康保険の届出を忘れずに！

国民健康保険の加入・脱退をした場合は、異動があった日から14日以内に届出をしてください。14日以内に届出をしなかった場合は、罰則の規定もありますので気をつけましょう。

なお、国民健康保険の加入・脱退の手続きは、ご本人が届出をしなければいけません。自動的には行われません。

また、国民健康保険税は、申請日からではなく国民健康保険への加入資格が発生した月分から計算します。国民健康保険税は、年9回の納期のため、何月分保険税という考え方ではありません。加入期間と納期が必ずしも一致するとは限りませんのでご注意ください。

国民健康保険加入の届出

- ・会社を退職した場合
 - ・社会保険の資格を喪失した場合
 - ・社会保険の扶養から外れた場合
- など

国民健康保険脱退の届出

- ・社会保険に加入をした場合
 - ・共済組合に加入をした場合
 - ・国保組合に加入した場合
- など

問い合わせ 国民健康保険の加入・脱退に関する問い合わせ 町民税務課医療給付係 ☎46-1373
国民健康保険税に関する問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372